指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請における

不足資料に関する取り扱いについて

　私は、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の申請を行うにあたり以下の不足書類がありますが、指定予定日の３営業日前までに不足している書類（情報）を入手し大阪府に通知（又は送付）します。

１　医療機関名・薬局名

訪問看護ステーション名

２　不足資料　　　※不足している書類を○で示してください。

①保険医療機関の指定通知書（近畿厚生局長）

②保険薬局の指定通知書　　（近畿厚生局長）

③指定訪問看護事業者の指定通知書（近畿厚生局長）

④指定居宅サービス事業者（居宅サービスの種類：訪問看

護）の指定書（市町村長、知事）

⑤指定介護予防サービス事業者（居宅サービスの種類：介

護予防訪問看護）の指定書（市町村長、知事）

３　不足書類解消の手順（例）

①診療所・薬局　　月末（２７日頃）になりましたら、近畿厚生局に医療機関

番号又は薬局コードを照会し、その番号を当センターに電話でお知らせください。約10日後に通知書が届きましたら、写しを郵送又はFAXしてください。

②訪問看護ステーション　（ア）事業者の指定書については、開設月の前月の２０日頃に市役所等が発行しますので、届きましたらその写しを当センターあて郵送又はFAXしてください。

（イ）健康保険法第８９条の指定通知書については、市役所等の指定書発送後にその情報が近畿厚生局に回付され通知書が発行されますので、届きましたらその写しを郵送又はFAXしてください。

|  |
| --- |
| 【 解 説 】  ○大阪府では他の機関による証明書が不足していても、その不足書類を明確にしていただき、かつ補正をお約束していただければ（この用紙を指定申請書に添付していただければ）指定申請書を受け付けいたします。不足書類（情報）を入手できましたら、直ちに当センターまで連絡するとともに当該書類をＦＡＸで送信してください。  ○府では医療機関を保険番号にて管理しています。保険番号が不明（未達）であればシステムに入力できず、自立支援医療機関の指定を行うことができません。  ○不足書類があるにもかかわらず月末までに申請者から何らご連絡がない場合は、提出書類の不足（不備）が補正（解消）されない（不備ある書類のまま）と判断し、指定は原則として翌月以降（書類の提出後）にさせていただきます。 |

☆☆